

最 良 執 行 方 針

2019年4月1日改正
三菱UFJ信託銀行株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客さまから国内の金融商品取引所に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄^(注)である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

^(注) フェニックス銘柄とは、金融商品取引所により上場廃止とされた銘柄のうち、金融商品取引所に上場していた当時からの保有者に対し流通の機会を提供する必要があると金融商品取引業者が判断し、日本証券業協会に届出を行った上で、継続的に売り気配・買い気配を提示している銘柄のことを指します。

2019年4月1日現在、以下の当社各業務においてお客さまからのご注文の受託を行う有価証券は、上記有価証券の内、それぞれ以下のとおりとなります。

【金融商品仲介業務】

国内金融商品取引所に上場されている株券、転換社債型新株予約権付社債券

【ストック・オプションの権利行使による有価証券の売却に係る書面取次】

国内金融商品取引所に上場されている株券

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

【金融商品仲介業務におけるお客さまのご注文の執行について】

(1) 上場株券等

当社は金融商品仲介業務としてお客さまの注文を取り扱うこととしております。したがって、お客さまからいただいた上場株券等に係る注文はすべて当社が契約する金融商品取引業者（以下「委託金融商品取引業者」という）に当該注文を取次ぐこととします。委託金融商品取引業者は、同社の定めた執行方針に基づき執行を行います。

なお、当社が注文を取次ぐ委託金融商品取引業者の最良執行方針は別添のとおりです。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、委託金融商品取引業者が当該銘柄の取り扱いを行っている場合のみ、注文を取次ぎます。

なお、当社が注文を取次ぐ委託金融商品取引業者の最良執行方針は別添のとおりです。

【ストック・オプションの権利行使による有価証券の売却に係る書面取次におけるお客さまのご注文の執行について】

(1) 上場株券等

当社は、ストック・オプションの権利行使による上場株券等の売却に係る注文はすべて当社と当該ストック・オプション発行会社間で取り決め、指定された金融商品取引業者（以下「指定金融商品取引業者」という）に当該注文を取次ぐこととします。指定金融商品取引業者は、各社の定めた執行方針に基づき執行を行います。

複数の金融商品取引所に上場（複数上場）している銘柄の場合には、指定金融商品取引業者が

金融商品取引所を選定します。具体的な金融商品取引所は当社内の所定のお問い合わせ先にてお知らせいたします。

(2) 指定金融商品取引業者

当社は、お客さまからいただいたストック・オプションの権利行使による上場株券等の売却に係る注文はすべて当社と当該ストック・オプション発行会社間で取り決め、指定された金融商品取引業者に当該注文を取次ぐこととします。

3. 当該方法を選択する理由

【金融商品仲介業務におけるお客さまのご注文の執行について】

当社は、金融商品仲介業務を行っていることから、委託金融商品取引業者へ注文を取次ぐ方法しか採用できません。

【ストック・オプションの権利行使による有価証券の売却に係る書面取次におけるお客さまのご注文の執行について】

当社は、金融商品取引所での売買ができないことから、予め当該ストック・オプション発行会社との間で取り決めた指定金融商品取引業者へ注文を取次ぐ方法を採用するものです。

4. その他

- (1) お客さまから執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった注文については、上記2. で各業務ごとに定める各金融商品取引業者に取次ぎ、ご指示いただいた執行方法により執行いたします。
- (2) システム障害等により、やむを得ず、この最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。